

保 発 0 1 2 4 第 5 号
令 和 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
関係各省共済組合等所管（部）局長

殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力のお願について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御努力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、関係法令に基づき、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされています。

マイナ保険証は我が国の医療DXの基盤として、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものです。マイナ保険証を利用することで、医療機関・薬局において患者の直近の資格情報等の確認ができるとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を患者に受けていただくことが可能となります。

こうした社会を実現するため、医療保険者等をはじめとする関係者におかれては、これまでもマイナ保険証の利用促進に取り組んでいただいているところですが、本年12月に向け、更なる利用促進を図ることが喫緊の課題となっています。

このため、今般、国を先頭として関係者が一丸となって取り組むものであるという、マイナ保険証の利用促進に向けた基本的姿勢をあらためて確認するとともに、医療保険者等及び医療保険情報提供等実施機関に御協力いただきたい点について整理しましたので、下記の内容について関係者、関係団体等に周知いただくとともに、積極的な取組をお願いいたします。

また、下記3に記載のとおり、各医療保険者等における取組状況について、本年2月26日（月）までに御報告いただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、都道府県知事におかれては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管（部）局長におかれては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1. 基本的姿勢

マイナ保険証の利用促進に向けた取組は、デジタル社会における質の高い医療の実現に向け、国が先頭に立ち、医療機関・薬局、医療保険者等、経済界等が一丸となって進めるものです。

より多くの国民の皆様がマイナ保険証を利用していただき、そのメリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進を図っていきます。

上記の考え方にに基づき、国において広報戦略の立案や必要な情報の共有等を行うとともに、医療機関・薬局や経済界等に対し、5のとおりマイナ保険証の利用促進に向けた取組を要請しているところであり、医療保険者等におかれても、2・3の内容について積極的に取り組んでいただくよう、お願いします。

2. 医療保険者等に取り組んでいただきたい事項

マイナ保険証の利用促進のためには、医療機関・薬局における利用環境の整備や患者への声かけが重要ですが、同時に、加入者に医療機関・薬局への受診等の前にあらかじめマイナ保険証のメリットを理解していただけるよう、医療保険者等・事業主による働きかけを行うことも効果的です。

このため、医療保険者等におかれては、次の(1)から(3)の事項に取り組んでいただくよう、お願いします。

(1) 利用率の目標設定

被用者保険及び地域保険の各医療保険者等において、定期的な進捗確認と対策の見直しというPDCAサイクルに基づく取組を進めていただく観点から、加入者のマイナ保険証の利用率について、現状に応じた具体的な目標を設定していただくようお願いいたします。

具体的には、次の考え方にに基づき、本年12月2日に向けた目標値を設定していただくようお願いいたします。なお、3に後述するとおり、設定した目標値についてデジタルPMOを通じて調査いたしますので、本年2月26日(月)までに報告いただくようお願いいたします。

(利用率の定義)

分子：マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数
分母：各医療保険者等で受け付けたレセプト枚数(外来レセのみ)

(利用率の目標値の設定時期)

①本年5月時点 ②本年8月時点 ③本年11月時点

(利用率の目標値の目安)

後期高齢者支援金の加算・減算制度において、本年11月時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合に総合評価の加点対象とされることも参考に、各医療保険者等において、まず③本年11月時点の目標値を設定した上で、①本年5月時点及び②本年8月時点の目標値を現状に応じ段階的に設定していただくようお願いいたします。

各医療保険者等における直近の利用率や全医療保険者等の平均値等のデータを、本年2月上旬を目途に医療保険情報提供等実施機関から通知しますので、目標値の設定に当たって参考としてください。

また、今後も定期的に、年齢階級別などセグメント別の利用率のデータを提供することにより、例えば特に利用率の低調な年齢層の加入者に重点的に働きかけていただくなど、各医療保険者等における効果的な取組の検討に活用いただくことを予定しています。

なお、今後の各医療保険者等における利用率や利用促進に向けた取組の状況については、上記の後期高齢者支援金の加算・減算制度をはじめとする保険者インセンティブ制度における加点評価や業績評価等に取り入れることや、各都道府県の保険者協議会において関係者間で共有することを検討しており、今後、詳細について別途お示しする予定である旨、申し添えます。

(2) 限度額適用認定証を契機とした利用勧奨

マイナ保険証を利用することにより、高額療養費制度における限度額適用認定証の申請・提示が不要となる点は、患者にとってのマイナ保険証の具体的なメリットの1つであるため、限度額適用認定証の申請場面で周知することが、マイナ保険証への移行を促す上で効果的であると考えられます。

このため、

- ① 限度額適用認定証の取得申請について案内する各医療保険者等のウェブページやチラシ等の媒体
 - ② 限度額適用認定証の申請様式
 - ③ 限度額適用認定証を交付する際の説明書類
- 等において、以下の文言を参考に、周知していただくようお願いします。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

その際、①については、本年2月26日(月)までに記載の修正等の対応を完了していただくようお願いします。

また、②③については、原則として令和6年度の印刷物から対応いただくよう、必要な予算の確保を含めた対応をお願いします。令和5年度中から印刷物の記載の修正が可能な医療保険者等におかれては、前倒しての対応をお願いします。なお、現行の取扱いにおいて、限度額適用認定証を交付する際に説明書類の添付・封入を行っていない場合には、③についての対応を必ず求めるものではありません。

3に後述するとおり、①②③の取組状況についてデジタルPMOを通じて調査いたしますので、本年2月26日(月)までに報告いただくようお願いします。

また、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)様式第十三号の二等に規定される限度額適用認定証そのものについても、今後、様式の改正を行い、上記のメリットについて追記する予定である旨、申し添えます。その際は、令和5年度

内にあらかじめ改正予定の様式案についてお示しをした上で、令和6年度中に新様式を適用する予定です。

なお、本年12月2日以降は、現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、周知の文言によっては、その際に再度、修正が必要となり得ることに御留意ください。

(3) あらゆる機会を通じた利用勧奨

(2)のほか、別添参考資料にお示しする各種資料・デジタル広告コンテンツも活用いただき、医療保険者等が加入者と接するあらゆる機会を通じ、マイナ保険証の利用促進のための利用勧奨を加入者に対して行っていただくようお願いします。

具体的には、例えば、

- ① 事業主との連携による電子メールやチラシ等による利用勧奨、医療費通知等への利用勧奨メッセージの記載、加入者に対する説明の機会（地域保険における住民説明会等）の活用等による各加入者に対するプッシュ型の（能動的な）利用勧奨
 - ② ウェブページや利用の手引き等への掲載によるプル型の（受動的な）利用勧奨
 - ③ 保健事業の実施時における利用勧奨
- 等を積極的に行っていただくようお願いします。

3に後述するとおり、①②③の取組状況についてデジタルPMOを通じて調査いたしますので、本年2月26日（月）までに報告いただくようお願いします。

なお、国家公務員共済組合連合会を構成する各共済組合においては、厚生労働事務次官からの要請に基づき、本部長（事務次官等）から加入者に対して直接呼びかけを行う等、マイナ保険証への移行に向けた一層の取組を進めていただいているところです。他の医療保険者等においても、積極的な利用勧奨を行っていただくよう、お願いします。

3. 報告いただきたい内容及び報告方法

(1) 報告いただきたい内容

ア 利用率の目標設定

2(1)の①本年5月時点、②本年8月時点、③本年11月時点のマイナ保険証の利用率の目標値について、設定した値の御報告をお願いします。

イ 限度額適用認定証を契機とした利用勧奨の取組状況

2(2)の①②③の取組状況について、本年2月26日（月）時点での取組状況の御報告をお願いします。

ウ あらゆる機会を通じた利用勧奨の取組状況

2(3)の①②③の取組状況について、本年2月26日（月）時点での取組状況の御報告をお願いします。

(2) 報告方法

御報告は、デジタルPMOに掲載するアンケートへの回答を通じてお願いします。

タイトル：マイナ保険証の利用促進に向けた取組状況報告フォーム

報告期限：令和6年2月26日（月）18:00

調査項目：別紙のとおり

4. 医療保険情報提供等実施機関からのデータ提供について

2(1)のとおり、今後、各医療保険者等において、設定したマイナ保険証の利用率の目標値に対する達成度合いを定期的に確認しながら、利用率の向上のための取組を検討していただくこととなります。

そのために、各医療保険者等における年齢階級別などセグメント別の利用率のデータを定期的に提供することが極めて重要となることから、医療保険情報提供等実施機関におかれては、データの抽出・提供等に協力いただくよう、お願いします。

5. 医療機関・薬局や事業主における取組（参考）

医療機関・薬局においても、マイナ保険証の利用促進に向けた取組を進めており、具体的には、国から医療機関・薬局に対するマイナ保険証の利用実績データの通知や、国所管団体が開設する公的医療機関等における利用率の目標設定の要請、医療機関・薬局における窓口対応の見直し状況の調査、マイナ保険証が利用できなかった事例への地方厚生（支）局を通じた対応等を行っているところです。

また、今後、事業主を通じたマイナ保険証の利用促進の取組として、健康経営優良法人認定制度との連携や、経済団体・事業主団体等の主催するイベント・会合等での事業主に対する呼びかけ等を実施する予定です。

以上

マイナ保険証の利用促進に向けた取組状況報告フォーム ※全保険者等（被用者保険・地域保険）対象

回答期限：2024年2月26日（月）18:00

ア) 自保険者におけるマイナ保険証の利用率の目標設定

※利用率の定義：【マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数／各医療保険者等で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ）】

① 本年5月時点のマイナ保険証の利用率の目標値として設定した値を回答してください。

（回答）数値（整数）を入力 ※必須 ※単位：％ ※半角英数字のみ

② 本年8月時点のマイナ保険証の利用率の目標値として設定した値を回答してください。

（回答）数値（整数）を入力 ※必須 ※単位：％ ※半角英数字のみ

③ 本年11月時点のマイナ保険証の利用率の目標値として設定した値を回答してください。

（回答）数値（整数）を入力 ※必須 ※単位：％ ※半角英数字のみ

イ) 限度額適用認定証を契機とした利用勧奨の取組状況

※①～③のそれぞれの媒体での、マイナ保険証のメリット（認定証が不要となること）についての周知の取組状況（2月26日時点）を回答してください。

① 限度額適用認定証の取得申請について案内する貴保険者のウェブページやチラシ等の媒体

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに対応（ウェブページやチラシ等の文言の差替）済み
- ・ 3月以降に対応（〃）予定 ➡ 対応予定時期、2月26日までに実施が困難な理由
- ・ 対応（〃）の予定なし ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

② 限度額適用認定証の申請様式

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに対応（限度額適用認定証等の申請様式の文言の差替）済み
- ・ 3月末までに対応（〃）予定
- ・ 令和6年度印刷物から対応（〃）予定
- ・ 対応（〃）の予定なし ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

③ 限度額適用認定証を交付する際の説明書類

※説明書類の添付・封入を行っていない場合には、対応を必ず求めるものではありません。

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに対応（説明資料の文言の差替）済み
- ・ 3月末までに対応（〃）予定
- ・ 令和6年度印刷物から対応（〃）予定
- ・ 対応（〃）の予定なし（説明資料の添付・封入を行っていない）
- ・ 対応（〃）の予定なし（その他の理由） ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

ウ) あらゆる機会を通じた利用勧奨の取組状況

※①～③のそれぞれの利用勧奨の実施状況（2月26日時点）を回答してください。

① 電子メールやチラシ等、説明の機会等を用いた、各加入者に対するプッシュ型の（能動的な）利用勧奨

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに取組開始済み
- ・ 3月末までに取組開始予定 ➡ 理由
- ・ 4月以降に取組開始予定 ➡ 対応予定時期、理由
- ・ 取組の予定なし ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

② ウェブページや利用の手引き等への掲載によるプル型の（受動的な）利用勧奨

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに取組開始済み
- ・ 3月末までに取組開始予定 ➡ 理由
- ・ 4月以降に取組開始予定 ➡ 対応予定時期、理由
- ・ 取組の予定なし ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

③ 保健事業の実施時における利用勧奨

（回答）当てはまるものをチェック ※必須 ※➡のある選択肢については詳細を記載

- ・ 2月26日までに取組開始済み
- ・ 3月末までに取組開始予定 ➡ 理由
- ・ 4月以降に取組開始予定 ➡ 対応予定時期、理由
- ・ 取組の予定なし ➡ 理由
- ・ 検討中・その他 ➡ 自由記述

参 考 資 料

- 本通知の概要
- マイナ保険証の利用促進対策
- 加入者向けチラシの例
- デジタル広告コンテンツの御案内
- 加入者向けメール案内文の例
- 名刺イラストの例

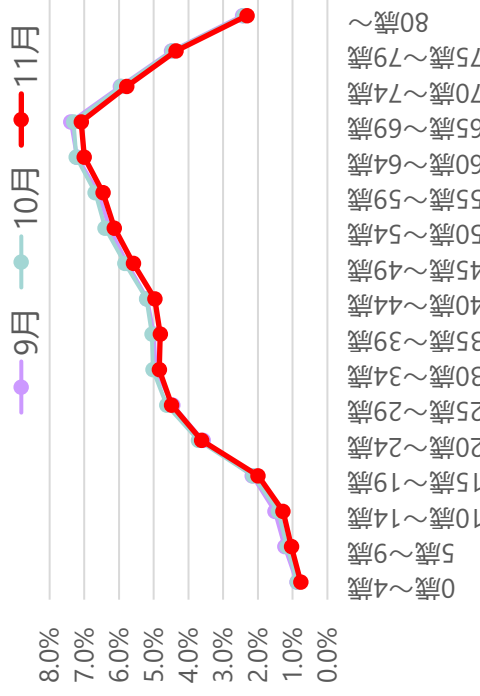
マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて (令和6年1月24日厚生労働省保険局長通知)の概要

基本的姿勢等

国が先頭に立ち、医療機関・薬局、保険者等、経済界等が一丸となって、より多くの国民の皆様がマイナ保険証のメリットを実感していただけるよう、あらゆる手段を通じてマイナ保険証の利用促進に向けた取組を進めていく。

この考え方に基つき、国において必要な情報の提供等を行い、医療機関・薬局や経済界等に取組を要請しているところであり、保険者においても積極的な取組をお願いしたい。

マイナ保険証利用率の現状（年代別）



保険者に取組をお願いする内容

(1) 利用率の目標設定

本年12月2日の保険証廃止に向け、各保険者において取組の進捗管理を行うため、**保険者ごとに利用率の目標を設定いただきたい**

(利用率の定義)

分子：マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数
分母：各保険者で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ）

(目標値の設定時期)

①本年5月時点 ②本年8月時点 ③本年11月時点

(目標値の目安)

後期高齢者支援金の加算・減算制度において、本年11月時点のマイナ保険証の利用率が50%を超えた場合に総合評価の加点対象とする予定（参考）

※2月上旬目途で直近の利用率等のデータを提供予定

※今後も定期的に詳細データを提供し、対策強化に役立てていただく予定

(2) 限度額適用認定証を契機とした利用勧奨

限度額適用認定証が不要となる点はマイナ保険証の具体的メリットの1つ

➡ **認定証の申請に関する各場面でメリットを周知いただきたい**

[①HP・チラシ等 ②申請様式 ③交付時の説明資料]

※原則、①は2月26日まで、②③はR6年度印刷物から対応（可能なら前倒し）

※認定証本体の省令様式もR6年度中から改正予定（事前に様式をお示しする予定）

(3) あらゆる機会を通じた利用勧奨

加入者と接するあらゆる機会を通じてマイナ保険証の利用勧奨をしていただきたい

(具体例)

①メール・チラシ・説明会等 ②HP・利用の手引き等 ③保健事業

報告いただく事項
(2月26日18時ぴ)

①②③の目標値

①②③の取組状況

①②③の取組状況

マイナ保険証の利用促進対策

【利用率目標の設定・インセンティブ等】

- 1月以降の利用率がR5年10月の利用率から増加した医療機関等に対し、増加量に応じた支援・診察券との一体化等への補助金
- 令和6年度診療報酬改定で、医療DXの推進体制について新たな評価を行う中で、利用実績に応じた評価を検討中
- 全医療機関に対し、利用率の自主的な目標として活用できるよう、利用実績を通知（1月～）
- 国所管団体が開設する公的医療機関等に対し、令和6年5月末、11月末の利用率の目標設定を要請
 - ※ 厚労省所管法においては、令和6年度の年度計画に利用率に係る目標を盛り込む予定
 - ※ 厚労省所管法人の病院には専用レーンの設定及び説明員の配置（1月中に最低1か所、2月中に原則全医療機関）を要請済
- 違反施設への指導等
 - コールセンターへの情報提供に基づき地方厚生局から事実調査等、オン資未導入施設への集団指導

医療機関・薬局

【窓口対応の見直し】

- 全医療機関等に以下の取組を要請し、2月から診療報酬のオンライン請求時に取組状況をアンケート調査
- * 窓口での声かけを「保険証、見せてください」から「マイナンバーカード（マイナ保険証）、お持ちですか」へ切換え
- * マイナ保険証の利用を促すチラシ、ポスター等の院内配布、掲示等
- * 医療機関HPの外来予約等の案内において、「マイナンバーカード」の持参を記載

【保険者による取組】

- ① マイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）⇒実績を保険者インセンティブ制度・業績評価等で評価
- ② マイナ保険証への意識転換を促す統一的なメッセージの動画広告を作成し、集中的に動画広報を展開
- ③ メルिट周知・利用促進のため、ア～エの実施状況について、全保険者に2月末までに調査
 - ア 加入者に向けたメール送信やチラシ配布等による利用勧奨
 - ※ 各府省共済組合についてはメールによる呼びかけ（各共済本部長（事務次官等）によるメール勧奨）
 - イ 限度額適用認定証の取得申請に係るホームページ等のご案内・認定証申請書様式・認定証送付時の同封書類の見直し（マイナ保険証を利用すれば限度額認定証が不要となる旨の記載）
 - ウ 保健事業実施時における利用勧奨
 - エ ホームページや利用の手引きを通じた利用勧奨
- ④ 国保直営診療施設におけるマイナ保険証の利用率の目標設定（2月中目途）
 - ※ 併せて、マイナ保険証の専用レーン設定等の費用を財政支援

【事業者を通じた取組】

- ① 健康経営優良法人認定制度における認定等の際の調査項目に追加（経済産業省）
 - ※ マイナ保険証利用促進・PHR活用推進の取組状況を調査
- ② 厚生労働省・経済産業省・経済団体等のイベント・会合で、事業主・医療保険者に利用促進を呼びかけ

保険者・事業者

マイナ保険証をご利用ください



-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-

マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

マイナ保険証の方が
自己負担も
低くなるんだ



② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

よく覚えてない
内容もあるから
助かるわね



③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

一度に高額な負担を
しなくて済むわ



- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます）。
- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間（来年12月1日まで）**使用可能です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



よくあるご質問

マイナンバーカードは安全なの？

マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。



どうやって受付するの？

マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。



詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



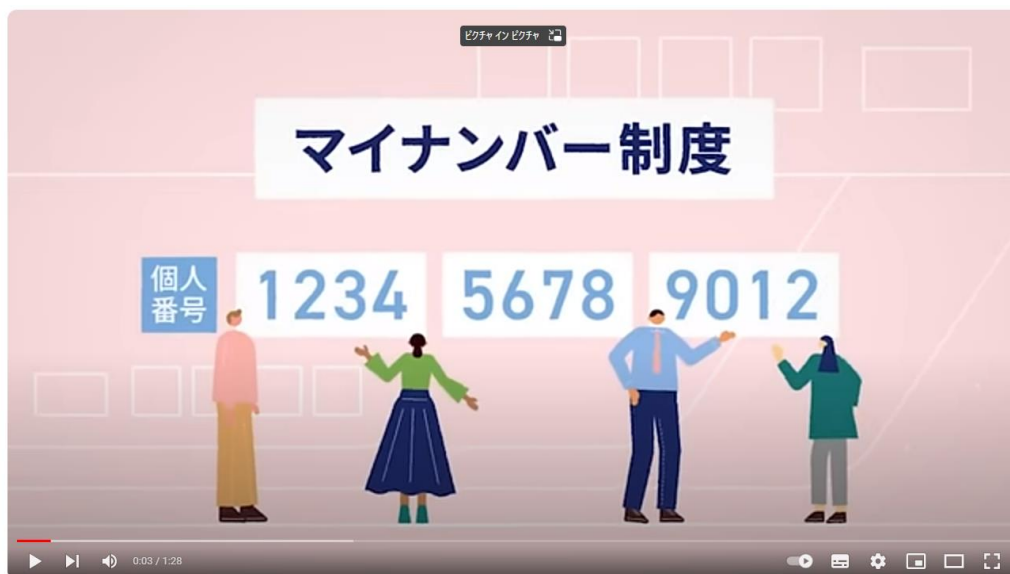
デジタル広告コンテンツの御案内

マイナンバーカード「いま」と「これから」 (youtube.com)
<https://www.youtube.com/watch?v=N2HIIPjnobY>



マイナンバーカード「いま」と「これから」

マイナンバー 制度「報告」と「対策」 (youtube.com)
<https://www.youtube.com/watch?v=cPGselfiWxc>



マイナンバー 制度「報告」と「対策」

加入者向けメール案内文の例

加入者の皆さまへ

昨年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、本年(令和6年)12月2日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証をめぐっては、登録情報との紐付けをめぐり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の3つのメリットがあります。12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思います。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。また、ご家族、ご友人にもお勧めいただければ幸いです。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約できる。自己負担も減る(全国民が使えば年間43億円の節約)

【メリット②】

よりよい医療が受けられる

【メリット③】

手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される

マイナ保険証のメリットについては、以下のデジタル広告コンテンツもぜひご覧ください。

マイナンバーカード「いま」と「これから」(youtube.com)

<https://www.youtube.com/watch?v=N2HIIPjnobY>

(注)なお、現行保険証の経過措置としては以下の取扱いがあります。

- ・ 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。
- ・ 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(来年12月1日まで)使用可能です。

名刺イラストの例

